

地域交通システム導入研究業務委託仕様書

1. 委託業務名：令和7年度 地域交通システム導入研究業務

2. 委託期間： 令和7年5月1日又は町が申請する「交通空白」解消緊急対策事業の国からの交付決定の日のいずれか遅い日から令和7年11月30日までとする。

3. 委託内容

現在、町が運行している予約制乗合バスは、町全域のエリアをカバーしており、自宅から目的地までのドアツードアでの移動を提供している。これまでは、町唯一のタクシー事業者と連携して地域の足を確保してきたが、令和6年2月25日で当該事業者が事業を終了したことにより、町営バスの運行のない平日の夕方や土日などで時間的な交通空白が生じてしまう。さらに、本町においては県内有数の温泉地があるが、鉄道である陸羽東線が令和6年7月豪雨の影響を受け、代行バスの移動となっており、駅から温泉地まで距離があるが、十分な観光の足を確保できていない状況にある。

このような町の「交通空白」の解消に向けて、移動に係る需要と供給や持続可能性などの将来を見据えた検討を進め、地域における移動の現状分析を行い、多様な関係者との連携と協働によりこれからの地域交通を考え、持続的な取組を推進することを目的とする最上町地域交通リデザイン推進事業を実施している。

本業務は、その一環として新たに導入を目指す地域交通システムの研究を行う業務である。

具体的な業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 地域の移動の現状分析に関する業務
- (2) 将来に渡って持続可能な新たな地域交通の研究に関する業務（先進地視察、報告書作成業務を含む。）
- (3) その他町が必要と認める業務（令和7年8月頃に町が実施を予定している講演会・ワークショップの支援等）

4. 留意事項

- (1) 本委託事業は、国が実施する「交通空白」解消緊急対策事業に係る補助金を財源とし実施することから、令和7年度「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト（「交通空白」解消緊急対策事業）公募要領その他の関係法令等を順守すること。
- (2) 町の事業の進捗状況を把握の上、十分な連携を取って進めること。
- (3) 9月末日までに新たな地域交通の研究に係る中間報告を町に行うこととする。
- (4) 委託費の前払いができる額は、総額の30%以内とする。前払いを受領した場合において精算による返金が必要な場合は速やかに返金するものとする。

5. その他

本仕様書に定めない事項については、町の指示を仰ぐこと。